

第 1 1 号
令和 4 年(2022 年) 4 月 27 日

各市町村オホーツク A I 推進協議会委員 様
(各市町村長)

オホーツク A I 推進協議会会長
(北海道オホーツク総合振興局長)

令和 3 年度(2021 年度)実績報告及び決算並びに令和 4 年度(2022 年度)事業
計画及び予算の承認等について

日頃よりオホーツク A I 推進協議会の取組にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきましては、オホーツク A I 推進協議会設置要綱第 7 条第 4
項の規定により、総会において議決を得ることとされておりますが、新型コロナウ
イルス感染症の感染拡大防止等のため、同条第 8 項の規定により書面により開催さ
せていただきたいと存じます。

つきましては、次のとおりお諮りいたしますので、期日までにご回答いただきま
すよう、よろしくお願いいたします。

なお、本議案につきましては、事前に幹事会の皆様へ御意見等をお伺いしており
ますので申し添えます。

記

1 議事

議案第 1 号 令和 3 年度(2021 年度)実績報告及び決算報告

議案第 2 号 令和 4 年度(2022 年度)事業計画及び予算(案)

議案第 3 号 オホーツク A I 推進協議会設置要綱の改正について

2 回答様式

別紙のとおり

3 回答期日

令和 4 年(2022 年) 5 月 10 日(火)

事務局(地域創生部地域政策課内) 担当: 廣田
TEL: 0152-67-5621 (内) 2185
FAX: 0152-44-7261
E-mail: hirota.mizuki@pref.hokkaido.lg.jp

1. 令和3年度（2021年度）事業報告及び決算報告

事業内容：つくつくオホーツクんの着ぐるみ・PR備品の貸出、オホーツク地域に係る認知度・魅力度等調査、オホーツクイメージ発信プロモーション事業のコンテンツを活用したPR事業、オンラインによる移住定住促進事業、SNSによる効果的な情報発信

事業収支：収入 1,325,793 円
 支出 1,195,949 円
 残高（繰越） 129,844 円

【監事当番表】

監査実施年度	R3	R4	R5	R6
監事	斜里町	同左	北網地区より抽選	
	訓子府町	同左	遠紋地区より抽選	

(1) つくつくオホーツクんの着ぐるみ・PR備品の貸出

実施日	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
貸出回数	15回（うち着ぐるみ3回、はっぴ5回、テーブルカバー2回、イスカバー2回、バックパネル1回、顔はめパネル1回）

○ 平成23年度に製作したシンボルキャラクター「つくつくオホーツクん」着ぐるみやのほり、はっぴ等の貸出を行い、管内及び道外のイベント等で活用。令和3年度は前年に引き続き、新型コロナウイルスの影響によりイベント開催が少なかったが、動画への出演等で活用機会を増やすことができた。

・オホキャラ隊動画への出演



・振興局作成動画への出演



・ひとめぐり号おもてなし



・北海道移住・交流フェア2021（イスカバー）



経費	0円
----	----

(2) オホーツク地域に係る認知度・魅力度等調査

納品日	令和4年2月28日
委託先	株式会社ネオマーケティング

- オホーツクの魅力を発信するにあたり、オホーツク地域の知名度や地域イメージに関する現状を把握するとともに、今後の地域PRの戦略を立てる際の参考とするため、平成24年度から継続して調査を実施。
首都圏・中京圏・近畿圏の15歳以上の男女900名を対象とし、インターネット調査を実施。
令和3年度の認知度は73.0%であり、昨年度の実測値から0.2ポイント減少。各割付別では、近畿圏での認知度が最も低く、年代別では若年層の認知度が低かった。また、男性よりも女性の認知度が低くなっており、特に近畿圏の30代女性の認知度が低い結果となった。
- 令和4年度以降のオホーツクA I 推進協議会の事業目標を「「オホーツク地域に行ってみよう」と考える人の割合」に設定するにあたり、本調査結果が重要な指標となることから、次年度も継続して実施予定。

- 認知度の推移 (単位：%)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
認知度	69.3	70.3	66.9	73.2	73.0

- R3圏域別、性別認知度 (単位：%)

	首都圏	中京圏	近畿圏	計
男性	78.0	74.0	72.0	74.7
女性	69.3	77.3	67.3	71.3
計	73.7	75.7	69.7	73.0

- R3 性別、年代別認知度 (単位：%)

	15-20代	30代	40代	50代	60代	計
男性	66.7	74.4	67.8	82.2	82.2	74.7
女性	60.0	63.3	74.4	77.8	81.1	71.3
計	63.4	68.9	71.1	80.0	81.7	73.0

※直近3ヶ年の認知度比較は別添1のとおり

経費	272,085 円
----	-----------

認知度の推移

認知度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
実測値		78.9%	73.1%	71.8%	72.3%	70.2%	69.3%	70.3%	66.9%	73.2%	73.0%	
平準化※		76.7%	70.8%	68.8%	70.2%	64.6%						
首都圏	男性	15～20代	71.4%	61.1%	71.4%	65.0%	70.6%	70.0%	80.0%	73.3%	60.0%	73.3%
		30代	69.1%	74.4%	63.6%	48.5%	74.3%	66.7%	76.7%	73.3%	76.7%	70.0%
		40代	82.9%	75.0%	71.1%	67.5%	66.7%	70.0%	56.7%	93.3%	66.7%	83.3%
		50代	81.7%	78.3%	79.8%	76.7%	79.0%	76.7%	83.3%	56.7%	76.7%	80.0%
		60代以上	90.5%	94.4%	85.5%	90.7%	91.4%	90.0%	96.7%	90.0%	100.0%	83.3%
	女性	15～20代	63.2%	46.9%	62.5%	66.7%	42.9%	53.3%	56.7%	43.3%	73.3%	50.0%
		30代	77.7%	49.1%	64.9%	58.8%	61.8%	60.0%	53.3%	63.3%	70.0%	73.3%
		40代	74.8%	72.7%	81.0%	66.2%	60.3%	70.0%	66.7%	56.7%	76.7%	70.0%
		50代	81.3%	84.1%	77.3%	62.1%	61.5%	76.7%	83.3%	73.3%	63.3%	70.0%
		60代以上	70.4%	94.7%	80.8%	83.3%	82.6%	86.7%	80.0%	76.7%	86.7%	83.3%
中京圏	男性	15～20代	54.5%	71.4%	50.0%	50.0%	25.0%	60.0%	63.3%	63.3%	86.7%	70.0%
		30代	81.1%	53.3%	77.8%	90.0%	76.9%	70.0%	70.0%	70.0%	60.0%	83.3%
		40代	67.8%	69.6%	68.2%	80.0%	65.0%	73.3%	66.7%	80.0%	66.7%	53.3%
		50代	73.5%	78.6%	78.9%	78.9%	69.6%	66.7%	76.7%	73.3%	80.0%	80.0%
		60代以上	88.9%	100.0%	80.0%	81.8%	72.0%	90.0%	83.3%	93.3%	86.7%	83.3%
	女性	15～20代	83.3%	42.9%	33.3%	71.4%	33.3%	50.0%	73.3%	46.7%	60.0%	63.3%
		30代	72.4%	40.0%	42.9%	50.0%	57.1%	66.7%	56.7%	50.0%	50.0%	70.0%
		40代	81.1%	70.0%	50.0%	80.0%	81.3%	66.7%	70.0%	53.3%	56.7%	83.3%
		50代	80.8%	68.8%	100.0%	42.9%	66.7%	66.7%	76.7%	60.0%	73.3%	86.7%
		60代以上	88.9%	100.0%	50.0%	75.0%	100.0%	83.3%	66.7%	66.7%	83.3%	83.3%
近畿圏	男性	15～20代	57.9%	60.0%	73.3%	60.0%	0.0%	73.3%	60.0%	66.7%	60.0%	56.7%
		30代	69.4%	48.6%	54.2%	57.7%	70.4%	66.7%	73.3%	60.0%	86.7%	70.0%
		40代	77.2%	72.0%	60.8%	72.9%	66.7%	63.3%	70.0%	80.0%	80.0%	66.7%
		50代	84.8%	79.6%	75.5%	72.9%	71.4%	73.3%	73.3%	66.7%	73.3%	86.7%
		60代以上	91.1%	89.1%	91.5%	87.8%	79.4%	86.7%	80.0%	76.7%	96.7%	80.0%
	女性	15～20代	48.0%	42.9%	60.0%	71.4%	50.0%	66.7%	46.7%	66.7%	70.0%	66.7%
		30代	77.2%	61.2%	59.6%	74.2%	57.6%	33.3%	50.0%	63.3%	66.7%	46.7%
		40代	88.1%	63.4%	57.7%	64.3%	60.0%	46.7%	63.3%	50.0%	56.7%	70.0%
		50代	81.8%	88.2%	76.2%	81.4%	57.9%	66.7%	73.3%	53.3%	73.3%	76.7%
		60代以上	91.2%	92.3%	85.0%	76.7%	85.7%	90.0%	83.3%	66.7%	80.0%	76.7%

※H28以前のローデータから今年度の割付設定による平準化した認知度を記載
 [赤字:その年の上位3位までの数値、青字:その年の下位3位までの数値]

(3) オホーツクイメージ発信プロモーション事業のコンテンツを活用したPR事業

- オホーツクイメージ発信プロモーション事業で得られたコンテンツを活用するため、大西イラストレーターのイラストデザイン及びロコ・ソラーレの肖像権使用に関する契約を継続。ロコ・ソラーレの肖像権については、年間契約料としてマネジメント会社である(株)スポーツビズに55万円を支出。(大西氏との契約料は無償)
- ロコ・ソラーレの顔はめパネルを活用し、管内周遊促進やSNSでの魅力発信を図り新型コロナウイルスの影響を受けた地域経済の活性化につなげるため、昨年度に引き続き「オホーツク顔はめパネルラリー2021」を開催。
 - ・実施期間：令和3年(2021年)10月22日～令和4年(2022年)2月23日
 - ・事業概要：①集めたシールの枚数によって抽選で賞品プレゼント(ラリーコース)
②SNS投稿により抽選で賞品プレゼント(SNSコース)

ラリーコースの応募数は165件(前年13件)、SNS総投稿件数は159件(前年110件)と、昨年度を大幅に上回る結果となった。今年度も新型コロナウイルスの影響により、夏期の開催が難しかったが、応募者アンケートでは「夏にやってほしい」との意見が多数寄せられていることから、実施時期の見直しを行い、次年度の実施に向けて検討を進める。
- 次年度も顔はめパネルラリーの実施など、ロコ・ソラーレや大西氏のイラストを活用した事業を実施するため、契約を継続することとする。
なお、オホーツク公式WEBサイトについては、振興局が令和4年3月に開設したポータルサイトへ移管し、ドメイン「okhotskool.jp」はポータルサイトが引き継ぐこととした。

※詳細な結果は別添2のとおり

経費	711,236円(周知等諸経費は振興局負担)
----	------------------------

(4) オンライン移住定住促進事業

- オホーツク地域への移住に関心のある方などを対象に、まちの魅力や移住支援制度、先輩移住者の体験談紹介など移住関連情報を提供することでオホーツク地域への移住促進につなげるため、移住セミナー及び個別相談会をオンラインにて実施。
 - ・実施日：令和4年(2022年)1月22日(土) 17:00～19:00
 - ・方 法：オンライン開催(Zoom)
 - ・共 催：NPO法人ふるさと回帰支援センター(どさんこ交流テラス)
 - ・参加者：網走市、滝上町、大空町(市町村職員及び先輩移住者)、
どさんこ交流テラス移住相談員、オホーツク総合振興局職員
 - ・当日視聴者：17名(YouTube公開動画(～3/31)視聴回数：129回)
 - ・実施内容：
「オホーツククールな移住生活」をテーマに、オホーツク地域の魅力や暮らし、移住体験談などを市町村職員及び先輩移住者から発表。その後、希望者には移住についての個別相談を実施。

※詳細な結果は別添3のとおり

なお、今年度の開催実績も踏まえ、協議会事業としての実施は取り止め、NPO法人ふるさと回帰支援センターを活用したセミナーや相談会の実施など、振興局と市町村が連携しながら取り組んでいく。

経費	0円(周知等諸経費は振興局負担)
----	------------------

(5) SNSによる効果的な情報発信

○ 各種SNSの運用実績

実施日	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
投稿回数	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツクールTwitter：289回（前年度461回） ・つくつくオホーツくんInstagram：93回（前年度98回） ・つくつくオホーツくんFacebook：93回（前年度98回）
参考数値	【Twitter】2021年度総インプレッション数：1,904,569imp（前年度2,107,799imp） 【Instagram】2021年度総リーチ数：12,737（前年度7,196） 【Facebook】2021年度総リーチ数：14,899（前年度11,698）
フォロワー数 (R3.4月→R4.3月)	【Twitter】2,805人→3,455人（+650人）※参考：前年度増加数 488人 【Instagram】686人→1,058人（+372人）※参考：前年度増加数 477人 【Facebook】629人→731人（+102人）※参考：前年度増加数 79人

- 昨年度まで運用の「つくつくオホーツくん」Instagram・Facebookアカウント（振興局所有）に加え、オホーツクイメージ推進委員会から承継した「オホーツクール」Twitterを引き続きメインに運用し、地域に関する様々な情報発信を実施。

今年度はコロナ禍により管内取材へ積極的に出向くことが難しかったが、引用リツイートによる管内情報の拡散、訪れた飲食店やおすすめ観光スポットの紹介など幅広い発信を行った。

- Twitterについては、平日1日1投稿を目安に継続的な投稿を心がけ、年間計289回投稿した結果、フォロワー数は前年度末から650人増の3,455人に上った。フォロワー増加の要因としては、継続的な投稿及びTwitter上で実施したキャンペーン（オホ☆キャラ隊人間ばん馬対決動画予想キャンペーン）等による影響が考えられる。

Instagram及びFacebookについては、引き続きFacebookと連携した同時投稿を行うことでより効率的な情報発信を行い、Instagramフォロワー数は前年比372人増の1,058人、Facebookのフォロワー数は前年比102人増の731人を獲得した。SNSを利用したオホーツク情報の拡散のため、次年度も継続して実施予定。

- オホーツク地域の魅力を効果的に発信するため、「オホ☆キャラ隊」を地域資源を活用したPR動画「オホ☆キャラ隊集合！ガチンコ★人間ばん馬対決！」を制作。また、SNSのフォロワー及び動画の視聴回数を増加させることを目的に予告編動画による優勝チーム予想キャンペーンを実施。

- ・実施期間：令和3年（2021年）7月16日～8月23日 ※8月24日本編公開
- ・実施内容：優勝チームを予想し、正解者には抽選で賞品をプレゼント

Twitter・メール・ハガキを合わせて112件の応募があった。

公開後に実施したアンケートでは、「キャラ達の動きが可愛く、面白い企画で楽しめた」、「人間ばん馬に興味を持った」等の声があり、次回作を期待しているという回答も多かったため、次年度もオホ☆キャラ隊を活用したPR動画の制作に向け検討を進める。

※SNSの運用に係る詳細なデータについては別添4のとおり

※地域PR動画に係る詳細なデータについては別添5のとおり

経費	211,684 円（地域PR動画撮影費等の一部経費は振興局負担）
----	----------------------------------

(5) SNSによる効果的な情報発信

● R3年度オホーツクールTwitterいいね数上位投稿

No.	投稿内容	いいね数	リツイート数
1	北きつね牧場レポート①	227	54
2	北きつね牧場レポート②	219	43
3	流氷ウォーク (SHINRA提供動画)	202	40
4	uminobaオープン	169	35
5	網走サンゴ草 (#Twitterで楽しむオホーツク)	166	19

● R3年度オホーツクールTwitterインプレッション数*上位投稿

No.	投稿内容	インプレッション数	いいね数
1	オホキャラ隊人間ばん馬対決予想キャンペーン	43,218	111
2	道の駅サロマ湖 真実の口設置 (引用RT)	32,063	82
3	北きつね牧場レポート②	25,941	219
4	キツネ関連小ネタ『キタキツネ物語』	21,823	118
5	uminobaオープン	19,816	169

*インプレッション数：ツイートの閲覧者数

● R3年度オホーツクールTwitterいいね数上位投稿(一例)

・スポット紹介(北きつね牧場)



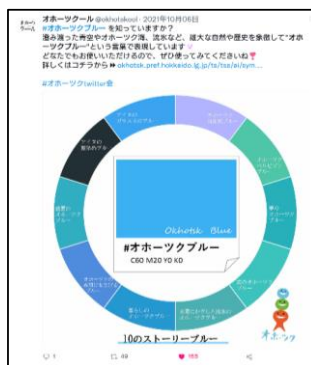
・スポット紹介(uminoba)



・オホ☆キャラ隊地域PR動画



・オホーツクブルー紹介



・流氷観光情報



・観光スポット(卯原内サンゴ草)



● R3年度オホーツクールTwitter取材投稿(一例)

・北の大地の水族館



・津別珈琲



・修羅(たまねっぶおやき)



**オホーツク A I 推進協議会
令和3年度(2021年度)決算書(案)**

【収入】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引増減	内訳
繰越金	375,787	375,787	0	前年度繰越金
負担金	950,000	950,000	0	@50,000円×19(18市町村+総合振興局)
雑収入	4	6	2	利息6円
	1,325,791	1,325,793	2	

【支出】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引増減	内訳	経理簿 No.
事業費	280,000	272,085	△ 7,915	【オホーツク地域に係る認知度・魅力度等調査】 インターネット調査業務依頼料 272,085 円	1
	738,305	711,236	△ 27,069	【オホーツクイメージ発信プロモーション事業の コンテンツを活用したPR事業】 肖像権使用料(収入印紙200円含む) 550,695 円 サーバー管理費・ドメイン更新料 17,985 円 顔はめパネルラリー賞品購入費 142,556 円	2-1 2-2 2-3
	300,000	211,684	△ 88,316	【SNSによる効果的な情報発信】 PR動画制作・編集等費用 165,385 円 PR動画撮影用物品・飲料代 7,289 円 予想キャンペーン賞品購入費 39,010 円	3-1 3-2 3-3
予備費	7,486	944	△ 6,542	ロコ・ソラーレあて祝電郵送料 944 円 *オホーツクールアンバサダーであるロコ・ソラーレが、北京冬季大会にて銀メダルを獲得したため祝電を送付。	4
	1,325,791	1,195,949	△ 129,842		

1 収入決算額 1,325,793 円

2 支出決算額 1,195,949 円

3 差引残高 129,844 円 (次年度へ繰越)

令和3年度(2021年度)オホーツクAI推進協議会 経理簿

(単位:円)

日付	収入	支出	残高	支出先・入金元	内容	No.
	375,787		375,787	前年度繰越金		
R3.5.21	50,000		425,787	西興部村	負担金	
R3.5.24	50,000		475,787	紋別市	負担金	
R3.5.25	50,000		525,787	遠軽町	負担金	
R3.5.25	50,000		575,787	佐呂間町	負担金	
R3.5.25	50,000		625,787	滝上町	負担金	
R3.5.25	50,000		675,787	訓子府町	負担金	
R3.5.25	50,000		725,787	湧別町	負担金	
R3.5.25	50,000		775,787	置戸町	負担金	
R3.5.25	50,000		825,787	津別町	負担金	
R3.5.26	50,000		875,787	オホーツク総合振興局	負担金	
R3.5.26	50,000		925,787	網走市	負担金	
R3.5.26	50,000		975,787	美幌町	負担金	
R3.5.26	50,000		1,025,787	小清水町	負担金	
R3.5.26	50,000		1,075,787	興部町	負担金	
R3.5.26	50,000		1,125,787	雄武町	負担金	
R3.5.27	50,000		1,175,787	北見市	負担金	
R3.5.28	50,000		1,225,787	斜里町	負担金	
R3.5.28	50,000		1,275,787	大空町	負担金	
R3.5.28		200	1,275,587	(株)水野商店	ピズとの契約に係る収入印紙(私費立替精算)	2-1
R3.5.28		550,495	725,092	(株)スポーツピズ	広告出演年間契約料(うち振込手数料495円)	2-1
R3.5.31	50,000		775,092	清里町	負担金	
R3.7.20		2,139	772,953	しまむら 他2店	地域PR動画物品代(私費立替精算)	3-2
R3.7.20		5,150	767,803	(株)水野商店	地域PR動画飲料代(うち振込手数料110円)	3-2
R3.8.10	3		767,806	北洋銀行	利息	
R3.9.27		39,010	728,796	BlueM(株)	地域PR動画賞品代(うち振込手数料495円)	3-3
R3.10.1		165,385	563,411	株式会社道東テレビ	地域PR動画制作・編集等費(うち振込手数料385円)	3-1
R3.11.18		17,985	545,426	株式会社電通北海道	オホーツクールWEBサイト(うち振込手数料110円)	2-2
R4.2.14	3		545,429	北洋銀行	利息	
R4.3.1		944	544,485	日本郵便(株)	ロコ・ソラーレあて祝電郵送料(私費立替精算)	4
R4.3.7		272,085	272,400	(株)ネオマーケティング	認知度調査(うち振込手数料385円)	1
R4.3.25		33,385	239,015	(一社)めまんべつ産業開発公社	顔はめ賞品(うち振込手数料385円)	2-3
R4.3.25		25,475	213,540	(株)清月	顔はめ賞品(うち振込手数料275円)	2-3
R4.3.25		7,150	206,390	とことろ街づくり合同会社	顔はめ賞品(うち振込手数料275円)	2-3
R4.3.25		17,595	188,795	(株)ハッカ通商	顔はめ賞品(うち振込手数料110円)	2-3
R4.3.25		58,951	129,844	BlueM(株)	顔はめ賞品(うち振込手数料385円)	2-3
計	1,325,793	1,195,949	129,844			

2. 令和4年度（2022年度）事業計画及び予算（案）

1 事業目標（KPI）

「オホーツク地域に行ってみたい」と考える人の割合 70%（R7） ※64.9%（R2）

オホーツクA1では、「オホーツク連携地域政策展開方針（以下「展開方針」）」の地域重点政策ユニット「地域資源を活かしたオホーツク地域への来訪促進プロジェクト」において設定されたKPI「オホーツク地域の知名度」（71.8%（H26）→85%（R2））を事業目標として設定しているところ。

一方で、令和4年1月より、展開方針が新たに策定され、プロジェクト及びKPIの見直しがあったことから、オホーツクA1の事業目標についても同様に見直すこととし、上記のとおり設定する。

2 現状・課題

昨年度は、オホーツクの知名度が令和2年度比0.2%減の73.0%、「オホーツク地域に行ってみたい」と考える人の割合は、令和2年度比1.9%減の63.0%に留まっており、また、コロナ禍による入込客数の低迷も続いている。

オホーツクに行ってみたいと思う理由では、流氷や知床、海産物などの回答が多く、その他の要素については魅力としてあまり伝わっていない状況。

3 事業概要

アフターコロナを見据え、地域の魅力を国内外に広く発信するために、地域が一体となって、より効果的な情報発信に取り組む。

- ・ 来訪促進を図るため、引き続き、オホーツクイメージ発信プロモーション事業で制作したコンテンツを活用した管内周遊事業等の実施。
- ・ SNSによる効果的な情報発信のため、「オホ☆キャラ隊」による地域PR動画の制作。

※ 昨年度から実施の「オンラインによる移住定住促進事業」についてはAI推進協議会の事業としては実施せず、振興局と市町村が連携しながら取り組んでいくこととする。

令和4年度（2022年度）事業計画（案）

(1) つくつくオホーツクん着ぐるみ・PR備品の貸出（継続）

○道や市町村、民間企業等が各地で実施するイベント等に着ぐるみ等を貸し出し、地域PR事業をサポートする。

○また、管内イベントにおいて「つくつくオホーツクん」による賑やかしを実施し、地域意識の醸成に取り組むほか、SNSへの写真・動画掲載等による効果的な情報発信を行う。

〈予算案〉

つくつくオホーツクん着ぐるみ・PR備品の貸出	
経費負担なし（運送に係る経費は実施主体負担）	
合計	0 円

(2) オホーツク地域に係る認知度・魅力度等調査（継続）

○オホーツク地域の認知度、各市町村の認知度などを継続的に調査するとともに、今後の展開を検討する上で参考になる項目について調査する。

調査対象年齢、地域等については、これまでの調査と整合性を保つため、昨年同様とする。

調査項目・回答方法については、今後の事業に生かせるよう、各市町村の意向を踏まえ検討する。

〈予算案〉

オホーツク地域に係る認知度・魅力度等調査	
〈調査依頼料〉	
13問×900サンプル（首都圏・中京圏・近畿圏対象）	
合計	273,000 円

(3) オホーツクイメージ発信プロモーション事業のコンテンツを活用したPR事業（継続）

- 前年度に引き続き、ロコ・ソラーレの肖像権や大西洋氏のイラスト使用に係る契約を継続し、当該コンテンツを活用したPR事業を実施する。
- オホーツク公式 WEB サイトは管理の利便性等を踏まえ、ドメイン及びサーバーを振興局が令和4年3月に開設したポータルサイトへ移管。
- 令和3年度実施の「オホーツク顔はめパネルラリー2021」における意見等を踏まえ、実施時期や参加方法などを検討し、引き続き「オホーツク顔はめパネルラリー2022」を実施するとともに、「ロコ・ソラーレ」の知名度や露出の増加を生かし、より効果的な事業を検討し、実施する。
- ※振興局独自事業との共催とし、周知等に係る諸経費は振興局で負担。

〈予算案〉

オホーツクイメージ発信プロモーション事業のコンテンツを活用したPR事業	
〈ロコ・ソラーレ肖像権〉 広告出演契約料	550,585 円
〈PR事業費〉 顔はめパネルラリー賞品購入費	80,000 円
	合計 <u>630,585 円</u>

(4) SNSによる効果的な情報発信（継続）

- 引き続き、拡散力の高い SNS を使用してオホーツク管内の情報を発信する。
各市町村や振興局内から随時投稿記事を募集するほか、積極的に管内に出向き写真・動画撮影や取材を行う。
- 〈運用中の SNS〉
- ・オホーツク Twitter (AI 協議会所有アカウント)
 - ・YouTube チャンネル「つくつくオホーツクん」(//)
 - ・つくつくオホーツクん Instagram (振興局所有アカウント)
 - ・つくつくオホーツクん Facebook (//)
- 令和3年度に制作した「オホ☆キャラ隊」による地域 PR 動画の再生回数が予告編、本編併せて 6,900 回再生を超えるなど、情報発信に効果的なコンテンツとして活用が期待できるため、同シリーズとしてオホキャラ隊による管内の魅力発信に資する動画を新たに制作し、各種 SNS やサインージ等で積極的に発信する。
- ※振興局独自事業との共催とし、撮影・周知等に係る諸経費は振興局で負担。

〈予算案〉

SNSによる効果的な情報発信	
〈地域PR動画制作費〉 10分程度×1本	
	合計 <u>170,000 円</u>

令和4年度（2022年度）事業予算（案）〈概算〉

収入の部	
繰越金	〈令和3年度繰越金〉 小計 129,844 円
負担金	〈令和4年度負担金（予定）〉 50,000 円×18市町村 900,000 円 50,000 円×1オホーツク総合振興局 50,000 円 小計 950,000 円
雑収入	〈利息〉 小計 6 円
収入合計	合計 1,079,850 円

支出の部	
オホーツク地域に係る認知度・魅力度等調査	〈調査依頼料〉 13問×900サンプル（首都圏・中京圏・近畿圏対象） 小計 273,000 円
オホーツクイメージ発信プロモーション事業のコンテンツを活用したPR事業	〈ロコ・ソラーレ肖像権〉 広告出演契約料 550,585 円 〈PR事業費〉 顔はめパネルラリー賞品購入費 80,000 円 小計 630,585 円
SNSによる効果的な情報発信	〈地域PR動画制作費〉 10分程度×1本 小計 170,000 円
予備費	小計 6,265 円
支出合計	合計 1,079,850 円

オホーツクAI推進協議会設置要綱の改正について

<議 題>

オホーツクAI推進協議会設置要綱について、次のとおり改正する。

【改正案】

別添資料1-1、1-2のとおり

【理 由】

- 湧別町及び興部町の機構改正に伴い、別表第2の役職名を変更するため。

オホーツク A I 推進協議会設置要綱 改正案

(名称)

第 1 条 この協議会は、オホーツク A I 推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、オホーツク管内の市町村と北海道オホーツク総合振興局が連携し、オホーツク地域の魅力を高め、地域内外にその魅力を発信することにより、オホーツク地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) オホーツク地域の各種情報の発信に関する事業
- (2) オホーツク地域の魅力の再認識及び地域の一体感の醸成に関する事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、別表第 1 に掲げる職にある者を委員として組織する。ただし、事業を実施するため専門的知識を有する者から意見を聴取する場合その他の必要がある場合は、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、前項ただし書の規定による意見の聴取等が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、北海道オホーツク総合振興局長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(監事)

第 6 条 協議会に監事を 2 人置く。

- 2 監事は、委員が互選する。
- 3 監事は、協議会の会計その他事務を監査する。
- 4 監事の任期は、2 年とする。ただし、監事が欠けた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、再任されることができる。

(総会)

第 7 条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算（負担金を含む。）及び決算に関する事項

- (2) 事業計画の策定及び実績の報告に関する事項
 - (3) この要綱の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 協議会の解散に関する事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 5 総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。
- 7 委員は、やむを得ない理由により出席することができない場合は、当該委員の補助機関である職員を代理人として議決権を委任することができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、書面により総会を行うことができる。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員の補助機関の職員のうち、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、次の事項を協議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他幹事長が必要と認めた事項
- 7 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 8 幹事会の議事は、出席した幹事の3分の2以上をもって決する。
- 9 幹事は、やむを得ない理由により出席することができない場合は、委員の補助機関である職員のうち幹事以外の職員を代理人として出席させることができる。
- 10 第7項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、書面により幹事会を行うことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を円滑に処理するため、事務局を北海道オホーツク総合振興局地域創生部に置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部長とする。
- 4 事務局次長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長とする。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会に関する事務の総括

(2) 市町村その他関係機関との連絡調整

(3) 協議会の経費の執行、管理等

(会計)

第 10 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 予算は、総会の議決によりこれを定めなければならない。

3 決算は、監事の監査を受けた後、総会の議決を得なければならない。

4 協議会の経費は、協議会委員の負担金及び利息その他の収入をもって充てるものとする。

5 前項の負担金は、各委員が同額を負担するものとする。

6 協議会の経費の執行、管理等については、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）の規定に準じて会長が別に定めるところにより、処理するものとする。

(剰余金の処理)

第 11 条 決算において、剰余金が発生した場合は、総会の議決を経て処分しなければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

4 この要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

5 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

6 この要綱は、令和 4 年 月 日から施行する。

別表第 1

所属・役職名
北 見 市 長
網 走 市 長
紋 別 市 長
美 幌 町 長
津 別 町 長
斜 里 町 長
清 里 町 長
小 清 水 町 長
訓 子 府 町 長
置 戸 町 長
佐 呂 間 町 長
遠 軽 町 長
湧 別 町 長
滝 上 町 長
興 部 町 長
西 興 部 村 長
雄 武 町 長
大 空 町 長
北海道オホーツク総合振興局長

別表第 2

所属・役職名
北見市企画政策課長
網走市企画調整課長
紋別市企画調整課長
美幌町政策課長
津別町住民企画課長
斜里町企画総務課長
清里町企画政策課長
小清水町企画財政課長
訓子府町企画財政課長
置戸町企画財政課長
佐呂間町企画財政課長
遠軽町企画課長
湧別町企画財政課未来づくり担当課長
滝上町まちづくり推進課長
興部町まちづくり推進課長
西興部村企画総務課長
雄武町財務企画課長
大空町総務課参事
北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長

オホーツク A I 推進協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧	備 考
<p>(名称)</p> <p>第 1 条 この協議会は、オホーツク A I 推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 協議会は、オホーツク総合振興局管内の市町村とオホーツク総合振興局が連携し、オホーツク地域の魅力を高め、地域内外にその魅力を発信することにより、オホーツク地域の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) オホーツク地域の各種情報の発信に関する事業</p> <p>(2) オホーツク地域の魅力の再認識及び地域の一体感の醸成に関する事業</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 協議会は、別表第 1 に掲げる職にある者を委員として組織する。ただし、事業を実施するため専門的知識を有する者から意見を聴取する場合その他の必要がある場合は、特別委員を置くことができる。</p> <p>2 特別委員は、前項ただし書の規定による意見の聴取等が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(会長)</p>	<p>(名称)</p> <p>第 1 条 この協議会は、オホーツク A I 推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 協議会は、オホーツク総合振興局管内の市町村とオホーツク総合振興局が連携し、オホーツク地域の魅力を高め、地域内外にその魅力を発信することにより、オホーツク地域の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) オホーツク地域の各種情報の発信に関する事業</p> <p>(2) オホーツク地域の魅力の再認識及び地域の一体感の醸成に関する事業</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 協議会は、別表第 1 に掲げる職にある者を委員として組織する。ただし、事業を実施するため専門的知識を有する者から意見を聴取する場合その他の必要がある場合は、特別委員を置くことができる。</p> <p>2 特別委員は、前項ただし書の規定による意見の聴取等が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(会長)</p>	

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、北海道オホーツク総合振興局長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(監事)

第 6 条 協議会に監事を 2 人置く。

- 2 監事は、委員が互選する。
- 3 監事は、協議会の会計その他事務を監査する。
- 4 監事の任期は、2 年とする。ただし、監事が欠けた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、再任されることができる。

(総会)

第 7 条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算（負担金を含む）及び決算に関する事項
 - (2) 事業計画の策定及び実績の報告に関する事項
 - (3) この要綱の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 協議会の解散に関する事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 5 総会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、北海道オホーツク総合振興局長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(監事)

第 6 条 協議会に監事を 2 人置く。

- 2 監事は、委員が互選する。
- 3 監事は、協議会の会計その他事務を監査する。
- 4 監事の任期は、2 年とする。ただし、監事が欠けた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、再任されることができる。

(総会)

第 7 条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算（負担金を含む）及び決算に関する事項
 - (2) 事業計画の策定及び実績の報告に関する事項
 - (3) この要綱の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 協議会の解散に関する事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 5 総会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

6 総会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

7 委員は、やむを得ない理由により出席することができない場合は、当該委員の補助機関である職員を代理人として議決権を委任することができる。

8 第5項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、書面により総会を行うことができる。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員の補助機関の職員のうち、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置く。

4 幹事長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が招集する。

6 幹事会は、次の事項を協議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他幹事長が必要と認めた事項

7 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

8 幹事会の議事は、出席した幹事の3分の2以上をもって決する。

6 総会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

7 委員は、やむを得ない理由により出席することができない場合は、当該委員の補助機関である職員を代理人として議決権を委任することができる。

8 第5項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、書面により総会を行うことができる。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員の補助機関の職員のうち、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置く。

4 幹事長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が招集する。

6 幹事会は、次の事項を協議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他幹事長が必要と認めた事項

7 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

8 幹事会の議事は、出席した幹事の3分の2以上をもって決する。

9 幹事は、やむを得ない理由により出席することができない場合は、委員の補助機関である職員のうち幹事以外の職員を代理人として出席させることができる。

10 第7項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、書面により幹事会を行うことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を円滑に処理するため、事務局を北海道オホーツク総合振興局地域創生部に置く。

2 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部長とする。

4 事務局次長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長とする。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 市町村その他関係機関との連絡調整
- (3) 協議会の経費の執行、管理等

(会計)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 予算は、総会の議決によりこれを定めなければならない。

9 幹事は、やむを得ない理由により出席することができない場合は、委員の補助機関である職員のうち幹事以外の職員を代理人として出席させることができる。

10 第7項の規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、書面により幹事会を行うことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を円滑に処理するため、事務局を北海道オホーツク総合振興局地域創生部に置く。

2 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部長とする。

4 事務局次長は、北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長とする。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括
- (2) 市町村その他関係機関との連絡調整
- (3) 協議会の経費の執行、管理等

(会計)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 予算は、総会の議決によりこれを定めなければならない。

- 3 決算は、監事の監査を受けた後、総会の議決を得なければならない。
- 4 協議会の経費は、協議会委員の負担金及び利息その他の収入をもって充てるものとする。
- 5 前項の負担金は、各委員が同額を負担するものとする。
- 6 協議会の経費の執行、管理等については、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）の規定に準じて会長が別に定めるところにより、処理するものとする。

（剰余金等の処理）

第 11 条 決算において、剰余金が発生した場合は、総会の議決を経て処分しなければならない。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 4 年 月 日から施行する。

別表第 1

所属・役職名
北 見 市 長

- 3 決算は、監事の監査を受けた後、総会の議決を得なければならない。
- 4 協議会の経費は、協議会委員の負担金及び利息その他の収入をもって充てるものとする。
- 5 前項の負担金は、各委員が同額を負担するものとする。
- 6 協議会の経費の執行、管理等については、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）の規定に準じて会長が別に定めるところにより、処理するものとする。

（剰余金等の処理）

第 11 条 決算において、剰余金が発生した場合は、総会の議決を経て処分しなければならない。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

所属・役職名
北 見 市 長

網 走 市 長
紋 別 市 長
美 幌 町 長
津 別 町 長
斜 里 町 長
清 里 町 長
小 清 水 町 長
訓 子 府 町 長
置 戸 町 長
佐 呂 間 町 長
遠 軽 町 長
湧 別 町 長
滝 上 町 長
興 部 町 長
西 興 部 村 長
雄 武 町 長
大 空 町 長
北海道オホーツク総合振興局長

別表第 2

所 属 ・ 役 職 名
北 見 市 企 画 政 策 課 長
網 走 市 企 画 調 整 課 長

網 走 市 長
紋 別 市 長
美 幌 町 長
津 別 町 長
斜 里 町 長
清 里 町 長
小 清 水 町 長
訓 子 府 町 長
置 戸 町 長
佐 呂 間 町 長
遠 軽 町 長
湧 別 町 長
滝 上 町 長
興 部 町 長
西 興 部 村 長
雄 武 町 長
大 空 町 長
北海道オホーツク総合振興局長

別表第 2

所 属 ・ 役 職 名
北 見 市 企 画 政 策 課 長
網 走 市 企 画 調 整 課 長

紋別市企画調整課長	紋別市企画調整課長	
美幌町政策課長	美幌町政策課長	
津別町住民企画課長	津別町住民企画課長	
斜里町企画総務課長	斜里町企画総務課長	
清里町企画政策課長	清里町企画政策課長	
小清水町企画財政課長	小清水町企画財政課長	
訓子府町企画財政課長	訓子府町企画財政課長	
置戸町企画財政課長	置戸町企画財政課長	
佐呂間町企画財政課長	佐呂間町企画財政課長	
遠軽町企画課長	遠軽町企画課長	
<u>湧別町企画財政課未来づくり担当課長</u>	<u>湧別町企画財政課長</u>	
滝上町まちづくり推進課長	滝上町まちづくり推進課長	
<u>興部町まちづくり推進課長</u>	<u>興部町企画財政課長</u>	
西興部村企画総務課長	西興部村企画総務課長	
雄武町財務企画課長	雄武町財務企画課長	
大空町総務課参事	大空町総務課参事	
北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長	北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課長	

オホーツク A I 推進協議会 会計監査報告

オホーツク A I 推進協議会に係る令和 3 年度（2021 年度）決算審査について、関係書類を審査した結果、適正に執行されていることを認める。

令和 4 年（2022 年） 4 月 20 日

オホーツク A I 推進協議会

監 事 斜里町長 馬場 隆



監 事 訓子府町長 菊池 一春



第 1 2 号
令和 4 年(2022 年) 5 月 12 日

各市町村オホーツク A I 推進協議会委員 様
(各市町村長)

オホーツク A I 推進協議会会長
(北海道オホーツク総合振興局長)

令和 3 年度(2021 年度)実績報告及び決算並びに令和 4 年度(2022 年度)
事業計画及び予算の承認等について

このことについては、令和 4 年(2022 年) 4 月 27 日付け第 11 号にてお諮りしていたところですが、全ての市町村の皆様より承認をいただき、議決されましたので、ご報告いたします。

つきましては、別紙のとおり令和 4 年(2022 年) 5 月 10 日付けで協議会設置要綱を改正しましたのでお知らせします。

なお、事業の実施にあたりましては、委員の皆様とも連携をしながら、より効果的・効率的な取組となるよう努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) オホーツク A I 推進協議会設置要綱(改正後全文)
- (2) オホーツク A I 推進協議会設置要綱(新旧対照表)

事務局(地域創生部地域政策課内)担当: 廣田
TEL: 0152-67-5621 (内) 2185
FAX: 0152-44-7261
E-mail: hirota.mizuki@pref.hokkaido.lg.jp